

大個審答申第 47 号
平成 23 年 12 月 13 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年5月12日付け大阿住第9号及び同月13日付け大西成窓住第40号により諮問のありました2件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成22年10月21日付け大阿住第49号により行った部分開示決定及び同日付け大西成窓住第226号により行った部分開示決定（以下両決定を一括して「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成22年10月7日、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「私の①除籍謄本②戸籍全部事項証明・戸籍附票 平成22年9月28日発行分の申請書 第三者請求の根拠とした書面」という旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録されている公文書として、別表1及び別表2の（え）欄に記載の公文書（以下「本件文書」という。）を特定した上で、当該情報の一部を開示しない理由を別表1及び別表2の（か）欄に記載のとおり付して、条例第23条第1項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年12月14日乃至15日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報は、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」及び「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書」に記載された、窓口にくられた方の住所、氏名、生年月日、電話番号（又は連絡先）、必要な証明書の本籍、筆頭者の氏名、請求の理由（又は使用目的）、必要な証明書の種類及び通数である。

2 戸籍全部事項証明書等の第三者請求について

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2により、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合には、請求事由を明らかにし、疎明資料を提示すれば第三者からの請求が可能となる。

具体的には、相続手続きを行うため相続人を特定する場合や、債権者が貸金債権を行使するに当たり、死亡した債務者の相続人を特定する場合等が考えられる。

3 本件決定理由について

本件文書の請求は、請求理由が相続となっており、本人確認資料が提示されているため、実施機関としては証明書等を交付するに至った。

本件文書のうち、別表1及び別表2の（お）欄に記載の各個人情報（以下「本件各情報」という。）が、条例第19条第2号に該当する（個人に関する情報であつて、当該情報そのものにより、又は、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別され、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない）ため、本件決定を行った。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定を取り消し、開示を求める。

2 相続というが、異議申立人が法定相続分を請求したところなしのつぶてになり、窓口に来た者に相続の意思があるとは思えず、請求の理由が成立しない。

3 異議申立人の母と窓口に来た者は関係がない。しかしながら、発行された書面は、異議申立人の母と異議申立人の身分証明書足り得ることから、権利を侵害し得る。したがって、異議申立人の母と異議申立人には、誰が書面を持っているかを知る権利がある。

4 法的に請求できる弁護士への介入が望ましいケースであったが、介入がなかった。窓口に来た者は、こちらの情報を持っており、長年会ったことのない相手が異議申立人に関する情報を持っているのは気持ちが悪い。

5 実施機関は、窓口に来た者は正当な請求権のある第三者であり、窓口に来た者の個人情報を開示することはできないと主張するが、異議申立人は一応身内であり、第三

者ではないので開示すべきである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件請求に係る保有個人情報について

(1) 本件請求に係る保有個人情報は、異議申立人に係る「私の①除籍謄本②戸籍全部事項証明・戸籍附票 平成22年9月28日発行分の申請書 第三者請求の根拠とした書面」であり、実施機関は、これらが記載されている公文書として、本件文書を特定している。

本件文書は、異議申立人以外の第三者が、平成22年9月28日付けで異議申立人に関する除籍謄本、戸籍謄本及び戸籍附票を入手するために実施機関に提出した「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」及び「住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書」である。

本件文書には、窓口にくられた方（以下「本件交付請求者」という。）の住所、氏名、生年月日、電話番号、本人確認資料の種別、必要な証明書の筆頭者の氏名、本籍地、請求の理由（又は使用目的）、必要な証明書の種類及び通数などの情報が記載されている。

実施機関が非開示とした本件各情報は、本件交付請求者の住所、氏名、生年月日、電話番号及び本人確認資料欄である。

(2) 上記第3で実施機関が主張するとおり、戸籍法第10条の2により、自己の権利又は義務の発生原因及び内容並びにそれらの行使又は履行のために、戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を明らかにするなど一定の要件を満たせば、限定的にはあるが、第三者（戸籍に記載されている本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属以外の者）であっても、戸籍謄本等を請求することができるとされている。住民票についても同様に、一定の要件を満たせば、第三者（本人又は同一世帯の者

以外の者)であっても、請求することができる。本件はこの第三者請求のケースに該当する。

3 争点

実施機関は、本件各情報が条例第 19 条第 2 号に該当するとして本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件各情報を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第 19 条第 2 号該当性である。

4 条例第 19 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 19 条第 2 号について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができる」と規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第 19 条第 2 号該当性について

まず本号本文該当性を検討するため、当審議会において、本件各情報を見分したところ、本件各情報は、第三者請求を行った本件交付請求者の氏名、住所、電話番号及び本人確認資料の情報であり、本件異議申立人である開示請求者以外の特定の個人を識別することができる個人に関する情報であることから、本号本文に該当することは明らかである。

次に、本号ただし書該当性について検討する。

上記 2 (2) のとおり、一定の要件を満たせば、第三者請求により戸籍謄本等に記載されている被交付請求者の個人情報、交付請求者に提供されることは現行法上想定されていることであり、本件交付請求者が正当な権利を行使した結果として、実施機関は本件文書を保有している。

一方で、条例の規定によれば、本件交付請求者の個人情報は、法令等の定めがあるときや本件交付請求者本人の同意があるときなどの特別な事情がない限り提供することができない取扱いとされており、本件においては、これを開示できる特別な

事情もない。

したがって、本件各情報は、当該情報を開示する法令等の根拠や慣行上知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、また非開示とすることにより得られる利益に対し、開示することにより得られる公益が優越するとまでは認められないことなどから、本号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上から、本件各情報は、条例第19条第2号に該当すると認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第1・2号

年 月 日	経 過
平成23年5月12日 平成23年5月13日	諮問
平成23年5月19日	実施機関からの意見、説明の聴取
平成23年7月21日	不服申立人意見陳述
平成23年8月18日	審議（答申案骨子）
平成23年10月20日	審議（答申案）

(別表 1) 平成 23 年度諮問受理第 1 号

(あ)	諮問書	平成 23 年 5 月 12 日付け大阿住第 9 号
(い)	決定	平成 22 年 10 月 21 日付け大阿住第 49 号による部分開示決定
(う)	請求日	平成 22 年 10 月 7 日
(え)	開示請求に係る保有個人情報	請求者に係る平成 22 年 9 月 28 日発行の「戸籍全部事項証明書」及び「戸籍附票」の申請書
(お)	開示しないこととした部分	個人の住所、氏名、生年月日、電話番号及び本人確認資料欄
(か)	上記の部分を開示しない理由	条例第 19 条第 2 号に該当 (説明) 上記の情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別され、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(き)	異議申立て年月日	平成 22 年 12 月 15 日
(く)	担当	阿倍野区役所住民情報担当

(別表 2) 平成 23 年度諮問受理第 2 号

(あ)	諮問書	平成 23 年 5 月 13 日付け大西成窓第 40 号
(い)	決定	平成 22 年 10 月 21 日付け大西成住第 226 号による部分開示決定
(う)	請求日	平成 22 年 10 月 7 日
(え)	開示請求に係る保有個人情報	請求者の除籍謄本に係る申請書 (第三者請求の根拠とした書面)
(お)	開示しないこととした部分	個人の住所、氏名、生年月日及び電話番号
(か)	上記の部分を開示しない理由	条例第 19 条第 2 号に該当 (説明) 上記各情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、または、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人が識別され、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(き)	異議申立て年月日	平成 22 年 12 月 14 日
(く)	担当	西成区役所住民情報担当